

不法投棄をされないためには 日頃からの管理が大切です

問合せ▶廃棄物対策課(☎350-8035)

市内での被害がなくなる不法投棄。ごみを道路脇や他人の土地などにみだりに捨てる「不法投棄」は、犯罪行為です。11月は県の不法投棄防止強調月間。不法投棄をしないことはもちろん、されないための防止策を学びませんか。

自分の土地に 不法投棄をされないための対策

①清潔に保つ



空き缶や弁当くずなどのごみが放置されていると、不法投棄を助長します。定期的に土地を確認し、撤去をしましょう。

②雑草の管理



雑草が高く生えている土地は、不法投棄をされやすい傾向にあります。定期的な草刈りは効果的です。

③看板やロープ・フェンスの設置



抑止力として、看板やロープ・フェンスの設置もおすすです。市では、不法投棄防止の看板を廃棄物対策課窓口で配布しています。ご活用ください。

それでも不法投棄を されてしまったら…

不法投棄をした者が判明した場合は、市からその者に対して撤去指導を行い、場合によっては警察に通報しています。しかし、不法投棄をした者が判明しない場合は、土地の所有者や管理者の方が投棄物を処分することになってしまいます。市が処分することはできませんので、日頃から、不法投棄をされにくい環境づくりを心がけましょう。

不法投棄に対する罰則

不法投棄は、廃棄物処理法で禁止されている犯罪行為です。罰則として、5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円)またはその両方が適用されます。

不法投棄を発見したら…

不法投棄を発見した場合は、市に通報してください。市が現地調査を行います。

通報先▶廃棄物対策課(☎350-8035)

月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15

※現行犯と思われる不法投棄を目撃したら、すみやかに警察(110番)へ通報してください。その際に、近づいて撮影するなど、犯人を刺激することは絶対に避けてください。



スマホから市へ 不法投棄の通報ができます

「水戸市不法投棄通報フォーム」から、いつでも不法投棄の通報ができます。不法投棄がある場所や発見日時、ごみの写真などを送信してください。

